

平成30年度第4四半期（1～3月）の通常価格差補てん金交付の件

このことについて、次のとおり交付する。

1. 単位数量当たりの通常価格差補てん金
トン当たり300円とする。
2. 交付年月日（基金→全農）
令和元年5月15日（水）または基金が指定する交付日のいずれか早い日とする。

[業務方法書抜粋]

（通常価格差補てん金の交付）

第19条 基金は、当該四半期において、当該四半期に係る平均輸入原料価格（輸入原料価格の算出に関する細則第2の算式Ⅱにより算出される価格をいう。以下同じ。）が、当該四半期に係る基準輸入原料価格（輸入原料価格の算出に関する細則第2の算式Ⅰにより算出される価格をいう。以下同じ。）を上回っている場合には、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、通常価格差補てん金を交付することができる。

（以下省略）

（単位数量当たりの通常価格差補てん金の額）

第20条 前条第1項の規定により交付する単位数量当たりの通常価格差補てん金の額は、当該四半期の平均輸入原料価格が基準輸入原料価格を上回る額を限度として、その額については、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て当該四半期最終月の翌月末日までに定めるものとする。

（以下省略）

輸入原料価格の推移と平成30年度第4四半期の補てん金について

円/トン

